

令和8年度「ふれあい看護体験」実施要項〈参加者用〉

1. 目的	医療機関の見学や看護師の仕事を体験することで、看護の仕事を 知り、進路選択の1つとしてもらう。
2. 対象者	県内の学校に通う中学生、高校生
3. 実施時期	令和8年7月～12月
4. 実施施設	県内の体験実施医療機関（別添一覧のとおり）
5. 実施方法等	<p>①実施内容：各医療機関内での看護体験</p> <p>②体験内容例：病院見学、検温、血圧測定、患者・看護師との交流、車いす・ストレッチャー乗車、手浴・足浴</p> <p>③参加費：無料</p> <p>④体験中の保険：病院又は県看護協会において、参加者の傷害保険及び賠償責任保険に加入し、保険料を負担する。</p> <p>⑤開催の中止：天候不良、自然災害、新興感染症のまん延、その他やむを得ない場合は中止となる場合がある。 中止の判断は県医療福祉連携推進課で行い、体験を中止する場合は、参加当日の朝7時までに参加者へメールする。</p>
6. 申込方法	<p>【中学生】学校で参加者をとりまとめて県に報告</p> <p>【高校生】申込フォームから生徒が直接申し込み</p>
7. 申込期間	<p>令和8年6月1日～令和8年6月14日（中学生は6月15日まで）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申込期間終了後の体験先希望医療機関の変更は不可。</li> <li>・申込の取消しは、県医療福祉連携推進課に連絡する。</li> </ul>
8. 参加者の決定	<p>令和8年6月22日ごろに参加可否の連絡を送付。</p> <p>【中学生】学校宛てメールで連絡</p> <p>【高校生】生徒本人へメールで連絡</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・参加決定後に参加を取りやめる場合は、県医療福祉連携推進課へ連絡する。</li> <li>・令和8年6月29日以降も参加可否の連絡がない場合は、県医療福祉連携推進課へ問い合わせをする。</li> </ul> <p>〈体験先医療機関の選定について〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県において参加希望者と受入医療機関の調整を実施。</li> <li>・応募者多数の場合、体験できないこともある。</li> </ul>
9. 体験内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・体験の時間や持ち物等は医療機関ごとで異なるため、参加決定後、体験当日2週間前までに県医療福祉連携推進課から体験者本人（中学生の場合は学校）に実施連絡票をメールにて送付する。</li> <li>・実施連絡票記載事項以外の追加連絡や確認は、体験医療機関と体験者（中学生の場合は学校）で直接行う。</li> </ul>

10. 体験終了後	体験終了後、1週間以内に体験アンケートに回答する。
11. 個人情報の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県医療福祉連携推進課は、体験に関して収集した個人情報を体験の実施に関してのみ利用し、必要なセキュリティ対策を講じ、厳重に管理する。</li> <li>・ 体験に必要な個人情報は、必要な範囲で県医療福祉連携推進課から体験医療機関、学校及び教育委員会に提供される。</li> </ul>
12. 担当者	<p>本事業における連絡先  岐阜県 医療福祉連携推進課 看護係 ふれあい看護体験担当</p> <p>電話：058-272-8269（直通）</p> <p>※休日・祝日、開庁時間（8:30~17:15）外は原則対応不可</p> <p>メール：<a href="mailto:c11230@pref.gifu.lg.jp">c11230@pref.gifu.lg.jp</a></p> <p>※休日・祝日、開庁時間（8:30~17:15）外は原則返信不可</p>